

仕 様 書

1 委託業務の名称

令和7年度豊島処分地維持管理等事業に係る周辺環境モニタリングのダイオキシン類測定業務

2 業務の目的

豊島処分地維持管理等事業の期間中、定期的に周辺環境モニタリングを実施し、周辺環境への影響を把握することを目的とし、本業務では水質及び底質のダイオキシン類の濃度測定を行うものである。

3 委託期間

令和7年 月 日から令和8年2月27日まで

4 本業務の内容

(1) 本業務の範囲

本業務の範囲は、周辺環境モニタリングのうち、試料の採取を除く、水質及び底質のダイオキシン類の濃度測定とし、試料容器、試料採取記録器材（記録用紙、ラベル等）の準備及び試料容器の輸送等も業務の範囲に含むものとする。

なお、県への試料容器等の引き渡し及び県からの試料の引き取りは、下記のとおり行うものとし、下記②以降の試料の輸送、受入以降の精度管理は受託者が行う。受渡し日時及び具体的な方法は事前に連絡調整を行い決定する。下記①及び②のいずれも、宅配便を利用することも可能であるが、予め県と協議するものとする。

① 県への試料容器等の引き渡し

香川県環境保健研究センター（香川県高松市朝日町五丁目3番105号）

② 県からの試料の引き取り

高松港又は香川県環境保健研究センター

(2) 委託業務実施計画書の提出

業務実施計画書（環境省の「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月31日改定）」（以下、「精度管理指針」という。）の第1部第3章1の品質保証・品質管理計画書又はこれに準ずる文書を含む。）を提出すること。

なお、業務実施計画書に変更が生じた場合には、速やかに変更した業務実施計画書を提出すること。

(3) 測定対象物質

測定項目は、ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs））とする。

(4) 測定内容

測定対象は次表のとおり6地点11検体とし、測定の実施時期は夏期（6月から8月）の間に1回実施するものとする。

操作ブランク値の測定及び二重測定は4（5）のマニュアル等に従って実施するものとし、二重測定は媒体ごとに県が指定する1地点（未定）で実施すること。

媒体	調査地点	検体数	測定回数
水質	周辺地先海域 ・ 北海岸（st-4、st-8） ・ 西海岸（st-3）	3	1回／年
	海岸感潮域 ・ 北海岸（st-B、st-E） ・ 西海岸（st-A）	3	1回／年
底質	周辺地先海域 ・ 北海岸（st-4） ・ 西海岸（st-3）	2	1回／年
	海岸感潮域 ・ 北海岸（st-B、st-E） ・ 西海岸（st-A）	3	1回／年

(5) 測定方法

測定方法については、「豊島処分地維持管理等事業 周辺環境モニタリングマニュアル」（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/42706/3syuhenkankyomonitoringmanual.pdf>）に定められたものとする。水質は、日本産業規格 K0312「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」、底質は、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に基づき測定する。

(6) 毒性等価係数

毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条において定められている係数を用いる。

(7) 精度管理

① 内部精度管理

的確な精度管理を実現するため、精度管理指針に規定されている事項又はこ

れに準ずる内容を遵守して内部精度管理を実施すること。

② 外部精度管理

委託期間中、受託者は4（4）に掲げる媒体に係る外部の精度管理調査に参加し、その結果を報告すること。

③ 精度管理報告書の提出

精度管理指針の第1部第3章2の品質保証・品質管理結果報告書又はこれに準ずる文書を提出すること。なお、本報告書には精度管理指針の別紙2第7に掲げる添付文書を含む

（8）査察

委託期間中、立入による査察を行うことがあるので、その実施を受け入れること。なお、やむを得ず査察が実施できない場合は、資料の提出及び説明をもって変えることができる。

（9）再測定

異常値等が発生した場合は、香川県と協議の上、再測定の実施を検討すること。ただし、当該異常値等の原因が受託者の瑕疵に基づく場合は、受託者は、当然に再測定を実施しなければならない。

5 成果品

本業務受託者は、下記のとおり報告書を作成し、提出する。

（1）納入期限

4（2）の委託業務実施計画書	試料採取日の3日前
計量証明書	試料引き渡し後60日
4（7）③の精度管理報告書	試料引き渡し後90日
業務完了報告書	令和8年2月27日 ただし、4（7）③について、県の審査により、再測定の必要性がないと判断された後に提出するものとする。

（2）納入内容

- ① 5（1）の計画書等について、納入期限までに紙媒体（A4判）及び電子データ（CD-R又はDVD-R）を各1セット
- ② 計量証明書
- ③ その他、本業務で生じた資料のうち県が指示する資料一式

6 その他

- (1) 試料測定の結果、環境基準値を超過する値（海岸感潮域の水質は排水基準値を超過する値）が検出された場合は、直ちにその旨を県に連絡すること。
- (2) 測定結果に疑義が生じた場合はその都度協議を行うものとする。
- (3) 雨天、荒天により調査が延期となった場合も補償等を行わないので注意すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当：環境森林部循環型社会推進課 総務・資源循環推進グループ

電話：087-832-3225